九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

# ドイツ少年裁判所法 翻訳補遺 ： 2008年12月17日の法律による改正分まで

武内, 謙治
九州大学大学院法学研究院 ： 准教授 ： 刑事政策、少年法

https://doi.org/10.15017/15610

出版情報：法政研究. 76 (1/2), pp.61-84, 2009-10-01. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

資　料

# ドイツ少年裁判所法　翻訳補遺
## ——2008年12月17日の法律による改正分まで——

武　内　謙　治

1　本稿は、ドイツ少年裁判所・少年審判補助者連合（DVJJ）著・武内謙治訳『ドイツ少年刑法改革のための諸提案』（現代人文社、2005年）に付録として収めた「ドイツ少年裁判所法（Jugendgerichtsgesetz）」の補遺である。「少年裁判所法に関する準則（Richtlinien zum Jugendgerichtsgesetz）」とともに同書に収録した「ドイツ少年裁判所法」の翻訳は、2004年12月21日の「名誉職の裁判官の選出及び招命に関する手続規定の簡素化並びに統一化のための法律（Gesetz zur Vereinfachung und Vereinheitlichung der Verfahrensvorschriften zur Wahl und Berufung ehrenamtlicher Richter）による改正」（少年裁判所法の第39次改正）までを反映させていた。その後、ドイツでは、少年裁判所法の改正が相次いで行われている。一定の重大事件における被害者の公訴参加の許容や関係者の一時退廷に関する規定の整備（後掲ⓐによる改正）、少年裁判所法の目的規定の創設、少年行刑に関係する規定の整備（同ⓒ）、少年に対する事後的保安監置の適用の許容（同ⓓ）という主要な改正点を瞥見するだけでも明らかなように、一連の法改正は、少年司法の基本構造や根幹となる思想のみならず、ドイツにおける刑事政策や刑事立法のあり方にも深くかかわっている。この意味で、2000年代後半におけるドイツ少年裁判所法の改正は小さくなく、それが関係する問題領域もまた狭くない[(1)]。この一連の法改正がドイツ少年司法改革の歴史的な流れやドイツの刑事政策においてどのような位置を占めるのか、またそ

(1)　2005年末時点におけるドイツ少年司法制度をめぐる重要な動向については、前掲書に収めた拙稿「ドイツ少年司法制度と「少年刑法改革のための諸提案」（第二次提案）の意義」（234-246頁）で分析を行った。その後の動向に関する重要な日本語文献として、とくにハンス＝ユルゲン・ケルナー、小川浩三（訳）『ドイツにおける刑事訴追と制裁——成年および少年刑事法の現状分析と改革構想——』信山社（2008年）を参照。

れが少年司法制度（運営）の国際的な比較においてどのような意味をもつのかについての詳しい検討は別稿に譲ることとし、本稿では、2004年12月21日の法律による法改正以降、2008年12月17日の法律による法改正までを反映させた文言に基づく翻訳を補うことにしたい。

2　参照の便宜をはかるため、翻訳を補うにあたっては、2004年12月21日の法律による改正分までと2008年12月17日の法律による改正分までの文言を、「条」を単位として対照させている。そのため、2004年12月21日の法律以降に「項」や「号」、「文」が改正・追加・削除されている場合には、それを含む「条」全体を訳出している[(2)]。その際、備考として、改正内容を簡単に示すとともに、とくに部分的な語句の改正や新たな語句の挿入については、該当部分を下線で示している。

3　2004年12月の改正以降、少年裁判所法に実質的な改正をもたらしたのは、以下の5つの法律である。

ⓐ2006年12月22日の「第二次司法現代化法（2. Justizmodernisierungsgesetz: BGBl I 2006, 3416)」

【新設】第41条第1項第4号、第51条第2項から第5項、第68条第3号、第78条第3項第3文、第109条第2項第4文

【改正】第41条第1項第2号・第3号、第48条第2項第1文、第80条第3項、第109条第1項第1文・第2項第1文

ⓑ2007年4月13日の「行状監督及び事後的保安監置に関する規定を改正するための法律（Gesetz zur Reform der Führungsaufsicht und zur Änderung der Vorschriften über die nachträgliche Sicherungsverwahrung: BGBl I 2007, 513)

【新設】第106条第5項第2文

ⓒ2007年12月13日の「少年裁判所法等の法律を改正する第二次法律（Zweites Gesetz zur Änderung des Jugendgerichtsgesetz und anderer Gesetze: BGBl I 2007,

(2)　2004年12月21日の法律による改正分までの翻訳についても、今回見直しを行い、法改正の趣旨を明確にするために、前掲書に収めた日本語訳を改めた箇所がある。

2894)」

【新設】第２条第１文

【改正】第17条第１項、第83条第１項、第85条第２項第１文・第３項第１文から第３文、第91条、第92条、第112条ｂ第２項第２文、第114条、第121条

【削除】第115条第１項・第２項

ⓓ2008年７月８日の「少年刑法による有罪言い渡しの場合における事後的保安監置を導入するための法律（Gesetz zur Einführung der nachträglichen Sicherungsverwahrung bei Verurteilungen nach Jugendstrafrecht: BGBl Ⅰ 2008, 1212)」

【新設】第７条第２項から第４項、第41条第１項第５号、第82条第３項、第106条第７項

【改正】第41条第１項第３号・第４号

ⓔ2008年12月17日の「家事事件及び任意の裁判管轄事件における手続を改正するための法律（Gesetz zur Reform des Verfahrens in Familiensachen und in den Angelegenheiten der freiwilligen Gerichtsbarkeit［FGG-Reformgesetz］: BGBl Ⅰ 2008, 2586)

【改正】第３条第２文、第34条第２項第１文・第３項、第42条第１項第１号・第２項、第53条第１文・第２文、第54条第１項第１文、第55条第１項第１文、第67条第４項第３文、第70条第１文・第３文、第84条第２項第１文・第２文、第98条第１項第１文、第104条第４項第１文

| 2004年12月21日の法律による改正分まで | 2008年12月17日の法律による改正分まで | 備考 |
|---|---|---|
| 第２条（一般法の適用）<br>　一般法の規定は、本法中に別段の規定がない限りにおいてのみ適用される。 | 第２条（少年刑法の目的；一般刑法の適用）<br>(1)　少年刑法の適用は、特に、当該少年又は青年の新たな犯罪行為を防がなければならない。この目的を達するため、処分(die Rechtsfolgen)及び、親の教育権に配慮して手続も、優先的に教育思想に沿うようにするものとする。<br><br>(2)　一般法の規定は、本法中に別段の規定がない限りにおいてのみ適用される。 | ⓒにより新設 |
| 第３条（責任）<br>　行為時に、道徳的、精神的発達に基づき、行為の違法性を理解し、かつ、その弁識にしたがって行為するのに十分に成熟しているときは、少年は、刑法上有責である。成熟性が欠けるために刑法上有責でない少年の教育のために、裁判官は、家事裁判官又は後見裁判官（der Familien- und Vormundschaftsrichter）と同じ処分を命じることができる。 | 　行為時に、道徳的、精神的発達に基づき、行為の違法性を理解し、かつ、その弁識にしたがって行為するのに十分に成熟しているときは、少年は、刑法上有責である。成熟性が欠けるために刑法上有責でない少年の教育のために、裁判官は、家庭裁判所(das Familiengericht）と同じ処分を命じることができる。 | 第２文：ⓔにより改正 |
| 第７条（改善及び保安の処分）<br>　一般刑法の意味における改善及び保安の処分として、精神病院、離脱治療施設への収容、行状監督又は運転免許の剝奪を命じることができる（刑法第61条第１号、第２号、第４号及び第５号）。 | (1)　一般刑法の意味における改善及び保安の処分として、精神病院、離脱治療施設への収容、行状監督又は運転免許の剝奪を命じることができる（刑法第61条第１号、第２号、第４号及び第５号）。<br><br>(2)　次に掲げた重罪により、被害者が精神的若しくは身体的に重大な障害を負い、又はその危険にさらされ、かつ、その重罪を理由とし、又はその重罪をも理由として、短期７年以上の少年刑の言い渡しが行われた後、その少年刑が終了する前に、有罪の言い渡しを受けた者が公衆（die Allgemeinheit）に対して著しい危険性をもっていることを示す事実が明らかになった場合で、有罪の言い渡しを受けた者、その行為及び補足的には少年刑の執行中の経過(Entwicklung)を総合的に評価して、次に掲げる犯罪に新たに及ぶ高い可能性があることが明らかになったときには、裁判所は、事後的に、保安監置への収容を命じることができる。<br>1.　生命、身体の不可侵又は性的自己決定に対する重罪、又は<br>2.　刑法第251条による重罪。刑法第252条若しくは第255条と結びついた場合にも同様である。 | ⓓにより新設 |

| | | |
|---|---|---|
| | (3)　収容の原因となった、責任能力がない状態又はそれが耗弱している状態が判断時点（im Zeitpunkt der Erledigungsentscheidung）において存在しないために、前項に掲げた行為を理由として命じられた精神病院への収容が、刑法第67条ｄ第６項により終了したことが宣告された場合、次のときには、裁判所は、事後的に保安監置への収容を命じることができる。<br>1．**刑法第63条による対象者の収容が多数の同様の行為を理由として命じられるとき、又は、刑法第63条による収容の理由となった行為の前に犯していた同様のひとつ若しくは多数の行為を理由として、対象者が、すでに一度短期３年以上少年刑の言い渡しを受け、若しくは精神病院へ収容されていたとき、及び**<br>2．**対象者の総合評価、その行為及び補足的には処分の執行中における経過により、対象者が前項に掲げた態様の犯罪に新たに及ぶ高い可能性が明らかになっているとき。** | ⓓにより新設 |
| | (4)　第２項及び第３項による保安監置への収容の事後的な命令に関する手続及び決定に関しては、刑事訴訟法第275条ａ及び裁判所構成法第74条及び第120条ａが妥当する。保安監置への収容のさらなる執行が、保護観察のために延期されうるか否か（刑法第67条ｅ）を審査するための定期的な期間は、第２項及び第３項の場合には、１年とする。 | ⓓにより新設 |
| 第17条（形式と要件）<br>(1)　少年刑は、少年刑務所（Jugendstrafanstalt）における自由剝奪である。<br><br>(2)　行為に表れた少年の有害な性向を理由として、教育処分若しくは懲戒処分では十分でないとき、又は責任の重さを理由として、刑罰が必要であるときには、裁判官は、少年刑を科す。 | (1)　少年刑は、その執行を予定する施設（für ihren Vollzug vorgesehenen Einrichtung）における自由剝奪である。<br><br>(2)　同左 | ⓒにより改正 |
| 第34条（少年係裁判官の任務）<br>(1)　少年係裁判官は、刑事手続において区裁判所における裁判官が持つすべての任務を負う。 | (1)　同左 | |

| | | |
|---|---|---|
| (2)　少年係裁判官には、少年のため、家事裁判官及び後見裁判官の教育的任務が委ねられるべきものとする。特別の理由から、特に少年係裁判官が複数の区裁判所の管内について任命されているときには、これと異なる取扱いをすることができる。 | (2)　少年係裁判官には、少年のため、家庭裁判所の教育的任務が委ねられるべきものとする。特別の理由から、特に少年係裁判官が複数の区裁判所の管内について任命されているときには、これと異なる取扱いをすることができる。 | 第1文：ⓔにより改正 |
| (3)　家事裁判官及び後見裁判官の教育的任務は、次のものである。<br>1.　適切な措置により、両親、後見人及び保護人を支援すること（民法典第1631条第3項、第1800条、第1915条）、<br>2.　少年に対する危害を予防するための措置（民法典第1666条、第1666条a、第1837条第4項、第1915条）。 | (3)　家庭裁判所の教育的任務は、次のものである。<br>1.　同左<br>2.　同左 | ⓔにより改正 |
| 第41条（少年裁判部の事物管轄権）<br>(1)　少年裁判部は、第一審の判決裁判所として、次の事件の管轄権を持つ。 | 第41条第1項<br>(1)　少年裁判部は、第一審の判決裁判所として、次の事件の管轄権を持つ。 | |
| 1.　裁判所構成法第74条eの規定を含めた一般法の規定により、陪審裁判所の管轄に属する事件、 | 1.　同左 | |
| 2.　少年参審裁判所の提案により、範囲が特別に大きいことを理由として受理される事件（第40条第2項）、及び | 2.　少年参審裁判所の提案により、範囲の特別な大きさを理由として受理される事件（第40条第2項）、 | ⓐにより改正：undを，[Komma]に |
| 3.　第103条により少年と成人に対して併合される事件で、一般法の規定により成人に関して大刑事部が管轄権を持つとき。 | 3.　第103条により少年と成人に対して併合される事件で、一般法の規定により成人に関して大刑事部が管轄権を持つとき、 | ⓐにより改正<br>ⓓにより改正：undを，[Komma]に |
| | 4.　証人となる可能性のある犯罪行為の被害者を特別に保護する必要があるために、検察官が少年裁判部に公訴を提起するとき、及び | ⓐにより新設<br>ⓓにより改正：.[abschließende Punkt]をundに |
| | 5.　第7条第2項に掲げられた態様の行為の疑いがあり、かつ、5年を超える少年刑又は精神病院への収容が予測されうるとき。 | ⓓにより新設 |

| | | |
|---|---|---|
| (2)　少年裁判部は、その他、少年係裁判官及び少年参審裁判所の判決に対する控訴申立てに関する審理及び決定に関して管轄権を持つ。少年裁判部は、裁判所構成法第73条第1項に挙げられた裁判も行う。 | (2)　同左 | |
| 第42条（土地管轄）<br>(1)　一般手続法又は特別の規定によって管轄権を持つ裁判官とならんで、次の裁判官は管轄権を持つ。 | (1)　同左 | |
| 1.　被疑者のために家事裁判官又は後見裁判官の教育的任務を負う裁判官、 | 1.　被疑者のため家庭裁判所の教育的任務を負う裁判官、 | ⓔにより改正 |
| 2.　公訴提起時に、身柄を拘束されていない被疑者が居住している土地を管轄する裁判官、 | 2.　同左 | |
| 3.　被疑者が少年刑を完全に受け終わっていないときには、執行指揮者としての任務を負う裁判官。 | 3.　同左 | |
| (2)　検察官は、可能な限り、家事裁判官又は後見裁判官として教育的任務を負う裁判官に公訴を提起すべきものとするが、被疑者が少年刑を完全に受け終わっていないときは、執行指揮者としての任務を負う裁判官に公訴を提起すべきものとする。 | (2)　検察官は、可能な限り、家庭裁判所として教育的任務を負う裁判官に公訴を提起すべきものとするが、被疑者が少年刑を完全に受け終わっていないときは、執行指揮者としての任務を負う裁判官に公訴を提起すべきものとする。 | ⓔにより改正 |
| (3)　被告人が居所を変更したとき、裁判官は、検察官の同意を得て、被告人が居住している土地を管轄する裁判官に事件を移送することができる。事件の移送を受けた裁判官がそれを受理することに疑いを持つときは、共通の上級裁判所がこれについて裁判を行う。 | (3)　同左 | |
| 第48条（非公開）<br>(1)　判決裁判所における審理は、裁判の言渡しも含めて、公開されない。 | (1)　同左 | |

| | | |
|---|---|---|
| (2)　手続関与者とともに、被害者、及び被告人が保護観察官の監督及び指導又は援護者の援護及び監督に服しているとき、又は被告人のために教育扶助者が選任されているときには、援助者及び教育扶助者に出席が許される。ホーム又はそれに類する施設において教育のための援助が少年に行われているときには、施設の代表者についても、これと同じである。その他の者については、裁判長は、特別の理由から、特に職業教育を目的として、出席を許可することができる。 | (2)　手続関与者とともに、被害者、その教育権者及び法定代理人、並びに被告人が保護観察官の監督及び指導又は援護者の援護及び監督に服しているとき、又は被告人のために教育扶助者が選任されているときには、援助者及び教育扶助者に、出席が許される。ホーム又はそれに類する施設において教育のための援助が少年に行われているときには、施設の代表者についても、これと同じである。その他の者については、裁判長は、特別の理由から、特に職業教育を目的として、出席を許可することができる。 | 第１文：ⓐにより改正 |
| (3)　手続において青年又は成人が訴追されているときには、審理は公開して行う。少年の被告人の教育上の利益から見て必要であるときには、公開しないことができる。 | (3)　同左 | |
| 第51条（関係者の一時退廷）<br>(1)　裁判長は、少年の教育に不利益が生じる可能性のある事項について審理が行われる間、被告人を審判廷から退席させるべきものとする。被告人の防禦にとって必要であるときには、裁判長は、被告人の退席中審理した事項について、被告人に告知しなければならない。 | (1)　同左 | |
| (2)　被告人の親族、教育権者及び法定代理人を在廷させることに疑念が生じたときには、裁判長は、これらの者も審判廷から退席させるべきものとする。 | (2)　裁判長は、次に掲げる事由があるとき、被告人の教育権者及び法定代理人も退席させることができる。<br><br>1.　被告人の人間関係（persönliche Verhältnisse）をその面前で審理することにより、将来、予測される少年裁判所による処分を実施する際に、その者と少年審判補助者の間で必要になる協働を著しく困難にするおそれがあるために、著しい教育上の不利益が差し迫っているとき、<br><br>2.　その者が被告人の非行に関与している疑いがあり、又はその者が被告人への非行への関与により有罪の言い渡しを受けているとき、 | ⓐにより新設 |

| | | |
|---|---|---|
| | 3. 被告人、証人若しくはその他の者の生命、身体若しくは自由が危険にさらされており、又は被告人の福祉が著しく損なわれることが懸念されるとき、<br><br>4. その者の在席により、真実の探求が損なわれるおそれがあるとき、又は、<br><br>5. 当該の事情をその者の面前で審理することに関する教育権者及び法定代理人の利益が上回っているとしても、手続関与者、証人又は違法な行為により被害を受けた者の個人的な生活領域（Umstände aus dem persönlichen Lebensbereich）にかかわる事情が問題となり、その者の面前でその事情を審理することが保護に値する利益を損ないうるとき。<br><br>裁判長は、第１項第３号から第５号までの事由があるときには、被害者の教育権者及び法定代理人も審理から退席させることができ、第３号の事由がある場合で、被害者の福祉が著しく損なわれることが懸念されるときにも、この者を退席させることができる。第１項第５号の要件が存しており、その生活領域に関係する者の退席が申し立てられているとき、教育権者及び法定代理人は退席させられるものとする。生活領域に関係する者が審理において退席に異議を唱えたとき、第１項第５号は妥当しない。 | |
| | (3) 裁判所構成法第177条は、これを準用する。 | ⓐにより新設 |
| | (4) 第２項の事由がある場合、審判廷から退席することに事前に合意を得るよう努めるものとする。被告人の教育権者及び法定代理人が再度在席するとき、裁判長は、この者に対して、その退席中になされた供述その他審理の本質的な内容を、適切な方法で教示しなければならないものとする。 | ⓐにより新設 |
| | (5) 第２項及び第３項による教育権者及び法定代理人の退席は、この者が付添人(第69条)として選任されている場合であっても許される。 | ⓐにより新設 |

| | | |
|---|---|---|
| 第53条(家事裁判官又は後見裁判官への移送)<br>　裁判官は、少年刑を言い渡さないときには、判決において、教育処分の選択及び命令を家事裁判官又は後見裁判官に委ねることができる。その場合、家事裁判官又は後見裁判官は、判決にとって決定的に重要であった事情に変化がない限り、教育処分を命じなければならない。 | 第53条（家事裁判官への移送）<br>　裁判官は、少年刑を言い渡さない場合、判決において、教育処分の選択及び命令を家庭裁判所に委ねることができる。その場合、家庭裁判所は、判決にとって決定的に重要であった事情に変化がない限り、教育処分を命じなければならない。 | ⓔにより改正 |
| 第54条（判決理由）<br>(1)　被告人が有罪を言い渡されるときには、処罰、命じられた処分、処分の選択及び命令の家事裁判官若しくは後見裁判官への委託又は懲戒処分及び刑の見合わせにとって、どのような事情が重要であったのかも、判決理由に詳述される。その場合、特に被告人の心的、精神的及び身体的な特質が考慮されるべきものとする。<br><br>(2)　判決理由は、告知することで教育上不利益が生じるおそれがあるときには、被告人に告知されない。 | <br>(1)　被告人が有罪を言い渡されるときには、処罰、命じられた処分、処分の選択及び命令の家庭裁判所への委託又は懲戒処分及び刑の見合わせにとって、どのような事情が重要であったのかも、判決理由に詳述される。その場合、特に被告人の心的、精神的及び身体的な特質が考慮されるべきものとする。<br><br>(2)　同左 | ⓔにより改正 |
| 第55条（裁判に対する不服申立て）<br>(1)　単に教育処分若しくは懲戒処分のみを命じた裁判又は家事裁判官若しくは後見裁判官に教育処分の選択及び命令を委ねた裁判に対しては、処分の範囲を理由として不服を申し立てることができず、かつ、他の種類若しくはそれ以外に他の教育処分又は懲戒処分が命じられるべきことを理由として、又は家事裁判官若しくは後見裁判官に教育処分の選択及び命令が委託されたことを理由として、不服を申し立てることができない。この規定は、裁判官が第12条第２号による教育のための援助を請求するよう命じたときには、適用しない。<br><br>(2)　適法な控訴を申し立てた者は、控訴審判決に対しては、もはや上告を行うことができない。被告人、教育権者又は法定代理人が適法な控訴を行った場合、これらの者はいずれも、控訴審判決に対して上告する権利を持たない。<br><br>(3)　教育権者又は法定代理人は、被告人の同意を得た場合にのみ、申し立てた上訴を取り下げることができる。 | <br>(1)　単に教育処分若しくは懲戒処分のみを命じた裁判又は家庭裁判所に教育処分の選択及び命令を委ねた裁判に対しては、処分の範囲を理由として不服を申し立てることができず、かつ、他の種類若しくはそれ以外に他の教育処分又は懲戒処分が命じられるべきことを理由として、又は家庭裁判所に教育処分の選択及び命令が委託されたことを理由として、不服を申し立てることができない。この規定は、裁判官が第12条第２号による教育のための援助を請求するよう命じたときには、適用しない。<br><br>(2)　同左<br><br>(3)　同左 | ⓔにより改正 |

| | | |
|---|---|---|
| (4)　関与者が、第１項第１文により裁判に対する不服申立てを行うことができず、又は第２項により控訴審判決に対して上告することができないときには、刑事訴訟法356条ａを準用する。 | (4)　同左 | |
| 第67条（教育権者及び法定代理人の地位）<br>(1)　被疑者が意見を求められ、質問及び申立てを行い、又は審問手続に立ち会う権利を持つときには、教育権者及び法定代理人もこれらの権利を持つ。 | (1)　同左 | |
| (2)　被疑者に対する通知が規定されているときには、教育権者及び法定代理人に対しても、それに相応する通知が行われるべきものとする。 | (2)　同左 | |
| (3)　弁護人を選任し、法的救済を申し立てる法定代理人の権利は、教育権者も持つ。 | (3)　同左 | |
| (4)　教育権者及び法定代理人が被疑者の非行に関与した疑いがあり、又は関与のために有罪の言渡しを受けたときには、裁判官は、これらの者からこの権利を剝奪することができる。教育権者又は法定代理人に第１文の要件がある場合で、その権利が濫用されるおそれがあるときには、裁判官は、その双方に対して権利の剝奪を宣告することができる。教育権者及び法定代理人がすでにその権利を持っていないときには、後見裁判官は、係属中の刑事手続において、被疑者の利益をはかるべき保護人を選任する。審判手続は、この保護人が選任されるまで延期される。 | (4)　教育権者及び法定代理人が被疑者の非行に関与した疑いがあり、又は関与のために有罪の言渡しを受けた場合、裁判官は、これらの者からこの権利を剝奪することができる。教育権者又は法定代理人に第１文の要件がある場合で、その権利が濫用されるおそれがあるときには、裁判官は、その双方に対して権利の剝奪を宣告することができる。教育権者及び法定代理人がすでにその権利を持っていないときには、家庭裁判所は、係属中の刑事手続において、被疑者の利益をはかるべき保護人を選任する。審判手続は、この保護人が選任されるまで延期される。 | 第３文：ⓔにより改正 |
| (5)　複数の者が教育権を持つときには、その各人が本法に定められた教育権者の権利を行使することができる。審判手続又は裁判官のもとで行われるその他の手続においては、欠席した教育権者は、出席した教育権者によって代理されるものとみなされる。通知又は召喚が規定されているときには、１人の教育権者に対して行われれば十分である。 | (5)　同左 | |
| 第68条（必要的弁護）<br>　次のとき、裁判長は、被疑者に弁護人を選任する。 | 同左 | |
| 1.　成人であれば、弁護人が選任されなければならないとき、 | 1.　同左 | |

| | | |
|---|---|---|
| 2．本法によって、教育権者及び法定代理人がその権利を奪われているとき、 | 2．同左 | |
| 3．被疑者の成長状態に関する鑑定の準備をするため(第73条)、被疑者を施設に収容することが問題になっているとき、又は | 3．教育権者及び法定代理人が第51条第２項により審理から退席させられており、事後的な教示(第51条第４項第２文)によってはその権利行使の侵害が十分には埋め合わせられえないとき、 | ⓐにより新設 |
| 4．被疑者が18歳に達していない場合に、未決勾留又は刑事訴訟法第126条ａによる仮収容が執行されるとき。これらの場合、弁護人は遅滞なく選任される。 | 4．被疑者の成長状態に関する鑑定の準備をするため(第73条)、被疑者を施設に収容することが問題になっているとき、又は | ⓐにより改正：号番号の変更（第３号を第４号に） |
| | 5．被疑者が18歳に達していない場合に、未決勾留又は刑事訴訟法第126条ａによる仮収容が執行されるとき。これらの場合、弁護人は遅滞なく選任される。 | ⓐにより改正：号番号の変更（第４号を第５号に） |
| 第70条（通知）<br>少年審判補助者並びに適当な事案においては後見裁判官、家事裁判官及び学校も、手続の開始及び結果について通知を受ける。これらの者は、被疑者についてさらに他の刑事手続が係属していることを知ったときには、検察官にそのことを報告する。家事裁判官及び後見裁判官は、被疑者又はその他通知の当事者の保護に値する利益が、伝達しないことの価値を上回らないと判断される限りにおいて、家事裁判官及び後見裁判官による措置並びにその変更及び終了を検察官に通知する。 | 少年審判補助並びに適当な事案においては家庭裁判所及び学校も、手続の開始及び結果について通知を受ける。これらの者は、被疑者についてさらに他の刑事手続が係属していることを知った場合には、検察官にそのことを報告する。家庭裁判所は、被疑者又はその他通知の当事者の保護に値する利益が、伝達しないことの価値を上回らないと判断される限りにおいて、家庭裁判所による措置及びその変更及び終了を検察官に通知する。 | ⓔにより改正 |
| 第78条（手続及び裁判）<br>(1) 少年係裁判官は、簡易少年手続においては、口頭による審理に基づき判決によって裁判を行う。少年係裁判官は、第12条第２号の意味における教育のための援助、少年刑又は離脱治療施設への収容を言い渡してはならない。 | (1) 同左 | |
| (2) 検察官は、審理に関与する義務を負わない。検察官が関与しないときには、審理における手続の中止又は被告人欠席のまま審理を行うことに関して、検察官の同意を必要としない。 | (2) 同左 | |

| | | |
|---|---|---|
| (3)　手続の簡易化、迅速化及び少年にふさわしい形成のために、真実の発見が害されない限りにおいて、手続上の諸規定とは異なる取扱いをすることができる。但し、被告人の出席(第50条)、教育権者及び法定代理人の地位（第67条）並びに裁判の通知（第70条）に関する規定に、注意しなければならない。 | (3)　手続の簡易化、迅速化及び少年にふさわしい形成のために、真実の発見が害されない限りにおいて、手続上の諸規定とは異なる取扱いをすることができる。但し、被告人の出席(第50条)、教育権者及び法定代理人の地位（第67条）並びに裁判の通知（第70条）に関する規定に、注意しなければならない。被疑者が口頭による審理に在席しておらず、その不在が十分に理由づけられない場合、呼出によっても在席が脅かされるときは、引致を命じることができる。 | 第３文：ⓐにより新設 |
| 第80条（私人起訴及び公訴参加手続）<br>(1)　少年に対して私人起訴 (Privatklage) を行うことはできない。一般法の規定によれば私人起訴を行うことができる非行については、教育上の理由から必要であるか、又は教育目的に反しない被害者の正当な利益から見て必要である場合でも、検察官が訴追を行う。<br><br>(2)　少年の私的公訴人に対しては、反訴が許される。少年刑は、言い渡してはならない。<br><br>(3)　公訴参加手続 (Nebenklage) は、許されない。 | (1)　同左<br><br>(2)　同左<br><br>(3)　公訴参加人として、提起された公訴に加わりうるのは、生命、身体の不可侵性若しくは性的自己決定に対する重罪若しくは刑法典第239条第３項、239条ａ若しくは第239条ｂに基づく重罪により、精神的若しくは身体的に重大な被害を受け、若しくはその危険にさらされた者、又は刑法典第252条若しくは第255条とも関連づけられうる場合も含んで刑法典第251条による重罪により被害を受けた者とする。その他、刑事訴訟法第395条第２項第１号及び第396条から第402条までを準用する。 | ⓐにより改正 |
| 第82条（執行指揮者）<br>(1)　執行指揮者は、少年係裁判官である。少年係裁判官は、刑事訴訟法が行刑裁判所に割り当てられている任務を引き受ける。<br><br>(2)　裁判官が第12条の意味における教育のための援助を命じたときには、管轄の詳細は、社会法典第８編の規定による。 | (1)　同左<br><br>(2)　同左 | |

| | | |
|---|---|---|
| | (3)　第７条第２項及び第３項の場合、対象者が21歳を超えているときは、収容の執行及びこれについての管轄は刑事訴訟法の規則による。 | ⓓにより新設 |
| 第83条（執行指揮手続における裁判）<br>(1)　第86条から第89条ａまで及び、第92条第３項並びに刑事訴訟法第462条ａ、第463条による執行指揮者の裁判は、少年係裁判官による裁判である。<br><br>(2)　執行指揮者により行われた命令に対して、執行上必要とされる裁判官による裁判に関しては、次のときに少年裁判部が管轄権を持つ。<br>1.　執行指揮者が、自ら又は第一審の少年参審裁判所の裁判長として言い渡したとき、<br>2.　執行指揮者が、行刑裁判所の任務の代理において、自らの命令に関し裁判を行わなければならないとき。<br><br>(3)　第１項及び第２項による裁判に対しては、別段の規定がない限り、即時抗告により不服を申し立てることができる。第67条から第69条の規定は、これを意味に即して適用する。 | 第83条第１項<br>(1)　第86条から第89条aまで及び第91条第２項並びに刑事訴訟法第462条ａ及び第463条による執行指揮者の裁判は、少年係裁判官による裁判である。<br><br>(2)　同左<br><br>(3)　同左 | ⓒにより改正 |
| 第84条（土地管轄）<br>(1)　少年係裁判官は、自ら単独で又は第一審の少年参審裁判所の裁判長として言い渡したすべての手続について、執行を開始する。<br><br>(2)　第１項の場合を除いて他の裁判官の裁判を執行しなければならないときには、家事裁判官又は後見裁判官の教育的任務を負う区裁判所の少年係裁判官が、執行を開始する権限を持つ。この場合、有罪の言い渡しを受けた者が成人しているときには、未成年であったならば家事裁判官又は後見裁判官の教育適任を負うことになっていた区裁判所の少年係裁判官が、執行を開始する権限を持つ。<br><br>(3)　第１項及び第２項の場合で、第85条に別段の定めがないとき、少年係裁判官がその執行を実施する。 | (1)　同左<br><br>(2)　第１項の場合を除いて他の裁判官の裁判を執行しなければならないときには、家庭裁判所の教育的任務を負う区裁判所の少年係裁判官が、執行を開始する権限を持つ。この場合、有罪の言い渡しを受けた者が成人しているときには、未成年であったならば家庭裁判所の教育適任を負うことになっていた区裁判所の少年係裁判官が、執行を開始する権限を持つ。<br><br>(3)　同左 | ⓔにより改正 |

| | | |
|---|---|---|
| 第85条（執行の伝達及び移転）<br>(1) 少年拘禁が執行されなければならないときには、第一次的に管轄権を持つ少年係裁判官は、第90条第２項第２文により執行指揮官として管轄権を持つ少年係裁判官に、執行を伝達する。 | (1) 同左 | |
| (2) 少年刑が執行されなければならない場合、有罪の言渡しを受けた者が少年刑務所（die Jugendstrafanstalt）に収容された後は、少年刑務所を管内に持つ区裁判所の少年係裁判官に執行が移る。州政府は、通信上の理由から望ましいと思料されるときには、執行を他の区裁判所の少年係裁判官に移転することを法規命令により決定する権限を与えられる。州政府は、法規命令により、州司法行政庁にその権限を委ねることができる。 | (2) 少年刑が執行されなければならない場合、有罪の言い渡しを受けた者が少年刑を執行するための施設（die Einrichtung für den Vollzug der Jugendstrafe）に収容された後は、少年刑の執行のための施設を管内に持つ区裁判所の少年係裁判官に執行が移る。州政府は、通信上の理由から望ましいと思料されるときには、執行を他の区裁判所の少年係裁判官に移転することを法規命令により決定する権限を与えられる。州政府は、法規命令により、州司法行政庁にその権限を委ねることができる。 | ⓒにより改正 |
| (3) 州が他の州の地域に少年刑務所を置いているときには、関係各州は、少年刑務所を置く州の区裁判所の少年係裁判官が管轄権を持つべきことを取り決めることができる。この合意がなされた場合、執行は、管内の少年刑務所につき管轄権を持つ監督官庁が所在する区裁判所の少年係裁判官に移る。少年刑務所を置く州の政府は、通信上の理由から望ましいと思料されるときは、他の区裁判所の少年係裁判官が管轄権を持つことを法規命令により決定する権限が与えられる。州政府は、法規命令により、州司法行政庁に権限を委ねることができる。 | (3) 州が他の州の地域に少年刑を執行するための施設を置いているときには、関係各州は、少年刑を執行するための施設を置く州の区裁判所の少年係裁判官が管轄権を持つべきことを取り決めることができる。この合意がなされた場合、執行は、管内の少年刑を執行するための施設につき管轄権を有する監督官庁が所在する区裁判所の少年係裁判官に移る。少年刑を執行するための施設を置く州の政府は、通信上の理由から望ましいと思料されるときは、他の区裁判所の少年係裁判官が管轄権を持つことを法規命令により決定する権限が与えられる。州政府は、法規命令により、州司法行政庁に権限を委ねることができる。 | ⓒにより改正 |
| (4) 第２項は、刑法典第61条第１号又は第２号による改善及び保安処分の執行にあたり準用する。 | (4) 同左 | |
| (5) 重大な理由があるときには、執行指揮者は、普段は権限を持たず、又はすでに権限を持っていない少年係裁判官に対して、取消権を留保してその執行を伝達することができる。 | (5) 同左 | |

| | | |
|---|---|---|
| (6)　有罪の言渡しを受けた者が24歳に達している場合で、少年刑又は改善及び保安処分の執行がなおも継続されることが予想され、かつ、有罪言渡しを受けた者の人格を考慮して、少年刑法の特別な基本思想がもはや重要でないときには、第2項から第4項により権限を持つ執行指揮者は、成人に対する行刑の規定に従い執行される少年刑又は改善及び保安処分の執行を一般法の規定により権限を持つ執行官庁に伝達することができる。この場合、伝達は拘束力を持つ。伝達により、刑の執行に関する刑事訴訟法の規定及び裁判所構成法の規定が適用されなければならない。<br><br>(7)　執行手続における検察官の権限については、刑事訴訟法第451条第3項を準用する。 | (6)　同左<br><br>(7)　同左 | |
| 第91条（少年行刑の任務）<br>(1)　有罪の言渡しを受けた者は、少年刑の執行によって、将来誠実で責任を自覚した行状を保持しうるよう教育されるべきものとする。<br><br>(2)　秩序、労働、学習、運動及び自由時間における有意義な活動が、この教育の基礎である。有罪の言渡しを受けた者の労働への従事が促進されなければならない。職業教育の場が設置されなければならない。宗教家による教誨が保障される。<br><br>(3)　目指された教育の目的を達成するために、執行を緩和することができ、適当な場合には、広範囲に渡り自由な形式でこれを実施することができる。<br><br>(4)　職員は、少年行刑の教育的任務に適し、かつ、そのための職業教育を経た者でなければならない。 | 第91条（少年刑の例外）<br>(1)　有罪言い渡しを受けた者が、18歳を超えており、少年行刑に適していないとき、その執行は、少年行刑に関する規定による代わりに、成人のための行刑に関する規定によることができる。有罪の言い渡しを受けた者が24歳を超えている場合、少年刑は、成人のための行刑の規定により執行されるべきものとする。<br><br>(2)　少年行刑の例外に関しては、執行指揮者が裁判を行う。 | ⓑにより改正 |

| | | |
|---|---|---|
| 第92条（少年刑務所） | 第92条（少年拘禁、少年刑及び精神病院又は離脱治療施設への収容の執行における法的救済） | ⓒにより改正 |
| (1)　少年刑は、少年刑務所で執行する。 | (1)　少年拘禁、少年刑及び精神病院又は離脱治療施設（刑法典第61条第１項及び第２項）への収容の領域にある個々の事項の規制に関する処分に対しては、裁判所による裁判を申し立てることができる。申立に関しては、行刑法第109条及び第111条から第120条第１項並びに第67条第３項から第５項が準用される。州法は、調停による紛争解決（gütliche Streitbeilegung）のための手続をとった後にはじめて申立がなされうることを計画することができる。 | |
| (2)　すでに18歳に達し、かつ、少年刑に適さなくなった有罪言渡しを受けた者に対しては、その刑を少年刑事施設において執行することは必要ではない。少年刑事施設で執行されない少年刑は、成人についての行刑の諸規定に従って執行される。有罪の言渡しを受けた者が24歳に達しているときには、少年刑は成人に対する行刑の諸規定に従って執行されるべきものとする。 | (2)　申立については、関係する執行官庁が管内に所在している少年裁判部が裁判を行う。行刑法第110条第２文を準用する。州が他の州の地域に少年刑を執行するための施設を置いているとき、関係各州は、少年刑を執行するための施設を置く州の区裁判所の少年係裁判官が管轄権を持つべきことを取り決めることができる。 | |
| (3)　少年行刑の例外については、執行指揮者が決定する。 | (3)　少年裁判部は、決定により裁判を行う。少年裁判部は、裁量により、口頭による審理を行うかどうか決定する。少年の申立により、少年裁判部は、裁判の前に少年本人の意見を聴取するものとする。このことについて、少年は教示を受けるものとする。口頭による審理が行われない場合、意見の聴取は原則として執行施設において執り行われる。 | |

| | | |
|---|---|---|
| | (4)　少年裁判部は、第１項による申立に関する裁判を行うときには、１人の裁判官で構成される。裁判官補（ein Richter auf Probe）は、既に１年を超える期間、刑事手続の裁判実務の任務に携わっている場合にのみ、これを行うことができる。事件の法的性格が困難であることが明らかになり、又はその困難さに原理的な意義があるとき、裁判官は引き受けに関する裁判のために事件を少年裁判部に提示する。引き受けのための要件が存在している場合、少年裁判部は申立を引き受ける。少年裁判部は、決定により、これに関する裁判を行う。元へ戻す形態での移譲（eine Rückübertragung）は行うことができない。<br><br>(5)　手続の費用に関しては、相応する第74条で少年に費用及び立替金を負わせることが免除されることができるという条件で、行刑法第121条が準用される。<br><br>(6)　第91条第１項による少年刑が、成人のための行刑の規定により執行され、又は少年が刑法典第61条第１号又は第２号による処分の執行において24歳を超えているとき、第１項から第５項までは適用しないものとする。裁判所による裁判の申立に関しては、行刑法第109条から第121条までの規定が準用される。 | |
| 第98条（手続）<br>(1)　管轄権は、有罪の言渡しを受けた者について家事裁判官又は後見裁判官の教育的任務を負う区裁判所の裁判官が持つ。有罪の言渡しを受けた者が成人に達したときには、その者の居住地を管轄する少年係裁判官が、その権限を持つ。<br><br>(2)　少年係裁判官は、刑の終了後に有罪の言渡しを受けた者を保護する立場にある者に対し、その者の行状及び保護観察に関する調査を特に依頼する。少年係裁判官は、自ら調査を行うこともできる。少年係裁判官は、有罪の言渡しを受けた者から事情を聴取し、又はその者が未成年者である場合には、教育権者、法定代理人、学校及び権限のある行政官庁から事情を聴取する。<br><br>(3)　調査の終了後、検察官は意見を聴取されなければならない。 | (1)　管轄権は、有罪の言渡しを受けた者について家庭裁判所の教育的任務を負う区裁判所の裁判官が持つ。有罪の言渡しを受けた者が成人に達したときには、その者の居住地を管轄する少年係裁判官が、その権限を持つ。<br><br>(2)　同左<br><br>(3)　同左 | ⓔにより改正 |

| | | |
|---|---|---|
| 第104条（少年に対する手続）<br>(1) 一般刑事事件について管轄権を持つ裁判所における少年に対する手続においては、次の事項については、本法の規定が適用される。<br>1. 少年の非行及びその効果（第３条から第32条）、<br>2. 少年審判補助者の関与及びその法的地位（第38条、第50条第３項）、<br>3. 準備手続における捜査の範囲（第43条）、<br>4. 訴追の見合わせ及び裁判官による手続の中止（第45条、第47条）、<br>5. 未決勾留（第52条、第52条ａ、第72条）、<br>6. 判決理由（第54条）、<br>7. 上訴手続（第55条、第56条）、<br>8. 保護観察のための少年刑の延期及び少年刑の宣告猶予についての手続（第57条から第64条）、<br>9. 教育権者及び法定代理人の関与及び法的地位（第67条、第50条第２項）、<br>10. 必要的弁護（第68条）、<br>11. 通知（第70条）、<br>12. 観察のための収容（第73条）、<br>13. 費用及び立替金（第74条）、並びに<br>14. 一般手続法の規定の除外（第79条から81条） | (1) 同左 | |
| (2) 本法のその他の手続規定の適用は、裁判官の裁量に委ねられる。 | (2) 同左 | |
| (3) 国家の安全を理由として必要であるときには、裁判官は、少年審判補助者の関与並びに教育権者及び法定代理人の参加を行わせないことを命じることができる。 | (3) 同左 | |
| (4) 裁判官は、教育処分が必要であると思料するときには、教育処分の選択及び命令を家事裁判官又は後見裁判官に委ねなければならない。この場合、第53条第２文を準用する。 | (4) 裁判官は、教育処分が必要であると思料するときには、教育処分の選択及び命令を家庭裁判所に委ねなければならない。この場合、第53条第２文を準用する。 | ⓔにより改正 |
| (5) 保護観察のために少年刑を延期した後に必要となる裁判は、少年が現住する地区を管轄する少年係裁判官に委ねられなければならない。少年刑の宣告を延期した後の裁判についても、刑の決定及び有罪言渡しの抹消に関する裁判（第30条）を除き、同様である。 | (5) 同左 | |

| | | |
|---|---|---|
| 第106条(青年についての一般刑法の緩和；保安監置)<br>(1) 青年の犯罪行為を理由として一般刑法が適用されなければならないときには、裁判所は、無期の自由刑に代えて10年から15年までの自由刑を言い渡すことができる。 | (1) 同左 | |
| (2) 裁判所は、公職に就き、公選による権利を得る資格の喪失（刑法典第45条第１項）が生じないことを命じることができる。 | (2) 同左 | |
| (3) 保安監置は、刑とともに命じることができない。刑法典第66条に定める他の要件がある場合で、次のときには、裁判所は、保安監置の命令を留保することができる。<br>1. 青年が、刑法典第66条第３項第１文に掲げられた態様での犯罪行為に及び、その行為で精神的又は肉体的に重大な損害を被害者に与え、又は被害者をその危険にさらしたことを理由に、短期５年以上の自由刑を言い渡されたとき、<br>2. 一般法の規定により基準とされている以前に犯された行為において、第１号に掲げられた態様の行為が問題となるとき、並びに<br>3. 行為者及びその行為の全体評価により、そのような犯罪行為の性癖のために行為者が公共にとって危険であることが明らかであるとき。<br>刑法典第66条ａ第２項及び第３項は、これを準用する。 | (3) 同左 | |
| (4) 刑とともに保安監置の命令が留保され、かつ、有罪の言い渡しを受けた者が27歳に達していない場合には、行為者の再社会化がそれによりよりよく促進されないときでも、裁判所は、社会治療施設において刑を執行することを命じる。この命令は、事後的にも行うことができる。社会治療施設における執行がまだ命じられておらず、又は被収容者がまだ社会治療施設に移送されていないときには、このことについて、６月ごとに新たに裁判が行わなければならない。第２文による事後的な命令については、行刑裁判所が管轄権を持つ。 | (4) 同左 | |

| | | |
|---|---|---|
| (5)　第３項第２文第１号に掲げられた態様の犯罪行為を理由として、５年以上の自由刑が言い渡された後、この自由刑の執行が終了する前に、有罪の言い渡しを受けた者の公共に対する著しい危険性を示す事実が明らかになった場合で、有罪の言い渡しを受けた者、その行為及び補足的には行刑中の経過を総合的に評価することにより、高度の蓋然性をもって、第３項第２文第１号に掲げた態様における犯罪行為が新たに犯されることが明らかなとき、裁判所は、保安監置への収容を事後的に命じることができる。 | (5)　第３項第２文第１号に掲げられた態様の犯罪行為を理由として、５年以上の自由刑が言い渡された後、この自由刑の執行が終了する前に、有罪の言い渡しを受けた者の公共に対する著しい危険性を示す事実が明らかになった場合で、有罪の言い渡しを受けた者、その行為及び補足的には行刑中の経過を総合的に評価することにより、高度の蓋然性をもって、第３項第２文第１号に掲げた態様における犯罪行為が新たに犯されることが明らかなとき、裁判所は、保安監置への収容を事後的に命じることができる。有罪言い渡しの基礎となったこの態様の犯罪行為が2004年４月１日以降に行われたために、第３項第２文により保安監置を留保することができなかった場合、裁判所は、有罪言い渡しの時点ですでに明らかになっていた事実も、第１文の意味における事実として考慮する。 | 第２文：ⓑにより新設 |
| (6)　第３項第２文第１号に掲げられた態様における行為を理由として命じられた刑法典第67条ｄ第６項による精神病院への収容が、終了の時点において収容を根拠づける心神喪失又は心神耗弱の状態がなかったために、終結する旨の宣告がなされている場合で、次のときには、裁判所は、保安監置への収容を事後的に命じることができる。<br>1.　刑法典第63条による当事者の収容が、複数のそのような行為を理由として命じられており、又は当事者が刑法典第63条により収容を根拠づける行為の前に及んでいた一つ若しくは複数のそのような行為を理由として、３年以上の自由刑がすでに一度言い渡されており、若しくは精神病院への収容が行われているとき、及び、<br>2.　当事者、その行為及び補足的には処分の執行中における経過の全体評価により、高度の蓋然性をもって、第３項第２文第１号に掲げられた態様における犯罪行為が新たに犯されることが明らかであるとき。 | (6)　同左 | |
| | (7)　第３項、第５項及び第６項による保安監置への収容の判決において留保された命令及び事後的な命令に関する手続及び裁判については、刑事訴訟法第275条ａ並びに裁判所構成法第74条ｆ及び第120条ａを意味に即して適用する。 | ⓓにより新設 |

| | | |
|---|---|---|
| 第109条（手続）<br>(1)　少年刑事手続に関する規定（第43条から第81条）のうち、第43条、第47条ａ、第50条第３項及び第４項、第68条第１号及び第３号並びに第73条は、青年に対する手続においても準用する。少年審判補助者及び適当な場合には学校に対しても、手続の開始及び結果につき通知が行われる。これらの機関は、被疑者に対し他の刑事手続が係属していることを知ったときには、検察官に報告を行う。青年の利益のために必要であるときには、公開しないことができる。 | (1)　少年刑事手続に関する規定（第43条から第81条）のうち、第43条、第47条ａ、第50条第３項及び第４項、第68条第１号及び第４号並びに第73条は、青年に対する手続においても準用する。少年審判補助者及び適当な場合には学校に対しても、手続の開始及び結果につき通知が行われる。これらの機関は、被疑者に対し他の刑事手続が係属していることを知ったときには、検察官に報告を行う。青年の利益のために必要であるときには、公開しないことができる。 | 第１文：ⓐにより改正 |
| (2)　裁判官が少年刑法を適用する場合（第105条）には、第45条、第47条第１項第１文第１号、第２号、第３号、第２項及び第３項、第52条、第52条ａ、第54条第１項、第55条から第66条、第74条、第79条第１項並びに第81条は、これを準用する。第66条は、第105条第２項により処分又は少年刑の統一的な確定が行われない場合であっても、適用する。一般手続法の促進手続において決定が行われるときには、第55条第１項及び第２項は、適用されないものとする。 | (2)　裁判官が少年刑法を適用する場合（第105条）、第45条、第47条第１項第１文第１号、第２号、第３号、第２項及び第３項、第52条、第52条ａ、第54条第１項、第55条から第66条、第74条並びに第79条第１項を準用する。第66条は、第105条第２項により処分又は少年刑の統一的な確定が行われない場合であっても、適用する。一般手続法の促進手続において決定が行われるときには、第55条第１項及び第２項は、適用されないものとする。第74条は、刑事訴訟法第472条ａによる被害者の支出金に関する裁判の枠組においては、適用されないものとする。 | 第１文：ⓐにより改正<br>第４文：ⓐにより新設 |
| (3)　青年に対する手続において、刑事訴訟法第407条第２項第２文は適用しない。 | (3)　同左 | |
| 第112条ｂ（懲戒権を有する上官による教育的な支援）<br>(1)　裁判官が教育的な支援（第112条ａ第２号）を命じたときには、懲戒権を持つ直近の上官が、少年又は青年が勤務外でも監督及び援護に服するよう、手配を行う。 | (1)　同左 | |
| (2)　この目的のため、少年又は青年には、勤務、自由時間、休暇及び俸給の支払いに関連する義務並びに制限を課することができる。その詳細は、法規命令（第115条第３項）によって定める。 | (2)　この目的のため、少年又は青年には、勤務、自由時間、休暇及び俸給の支払いに関連する義務並びに制限を課することができる。その詳細は、法規命令（第115条）によって定める。 | 第２文：ⓒにより改正 |
| (3)　教育的な支援は、その目的が達成されるまでの間、継続する。但し、遅くとも、教育的な支援が１年間継続した場合、軍人が22歳に達したとき、又は軍人が国防軍勤務から除隊したときには、教育的な支援は終了する。 | (3)　同左 | |

| | | |
|---|---|---|
| (4)　教育的な支援は、少年刑に併せて命じることができる。 | (4)　同左 | |
| 第114条（少年刑務所における自由刑の執行）<br><br>有罪の言渡しを受けた者が、まだ24歳に達しておらず、かつ、少年行刑に適している場合、その者に対しては、一般刑法によって科せられた自由刑も少年刑務所において執行することができる。 | 第114条（少年刑の執行のための施設における自由刑の執行）<br>有罪の言い渡しを受けた者が、まだ24歳に達しておらず、かつ、少年行刑に適している場合、その者に対しては、一般刑法により科された自由刑も少年刑の執行のための施設において執行することができる。 | ⓒにより改正 |
| 第115条（執行の実施に関する連邦政府の規定）<br>(1)　連邦政府は、少年刑、少年拘禁及び未決勾留の執行に関し、連邦参議院の同意を得て、法規命令により、収容の様式、処遇、生活基準、教育上・教誨上及び職業上の援護、作業、学習、健康維持及び身体の鍛練、自由時間、外部との交通、執行施設における秩序と安全及びその違反に対する懲戒、収容及び釈放、並びに少年保護及び少年福祉に携わる官庁及び諸機関との協力につき、規則を制定公布する権限を与えられる。 | 第115条（執行の実施に関する連邦政府の規定） | ⓒにより削除 |
| (2)　連邦政府の法規命令には、執行施設内の秩序又は安全に対する違反についての懲戒に関し、所長又は未決勾留については裁判官が科する懲罰（Hausstrafen）のみを定めることができる。最も重い懲罰は、非常の場合における３月以内の外部との交通の制限及び２週間以内の拘禁である。これらよりも軽い懲罰も許される。暗室拘禁（Dunkelhaft）は禁じられる。 | | ⓒにより削除 |
| (3)　連邦政府は、第112条ｂ第２項の実施のために、連邦参議院の同意を得て、法規命令により、日課、自由時間、休暇及び俸給の支払いに関して、少年又は青年に課し、又は懲戒権を持つ直近の上官により課することのできる義務並びに制限の種類、範囲及び期間についての規則を制定公布する権限を与えられる。 | 連邦政府は、第112条ｂ第２項の実施のために、連邦参議院の同意を得て、法規命令により、日課、自由時間、休暇及び俸給の支払いに関して、少年又は青年に課し、又は懲戒権を持つ直近の上官により課することのできる義務並びに制限の種類、範囲及び期間についての規則を制定公布する権限を与えられる。 | ⓒにより改正：項番号の削除 |

| | | |
|---|---|---|
| 第121条（執行の委任）<br>　州が、他の州の管轄区域に少年刑事施設を持つときには（1990年12月１日以降施行されている版の第85条第３項）、1991年９月４日が経過するまで、少年刑事施設に関し管轄権を持つ監督官庁が所在する地区の区裁判所の少年係裁判官が、その管轄権を有する。 | 第121条（経過規定）<br>　少年刑、少年拘禁及び精神病院若しくは離脱治療施設への収容の執行における処分の適法性に関する裁判による裁判の手続で2008年１月１日に既に係属しているものについては、裁判所構成法施行法第３章を、従前の規定にしたがって適用するものとする。 | ⓒにより改正 |